

天候悪化への対応について

習志野市立秋津小学校

令和8年9月1日訂正

天候悪化の対応について、習志野市教育委員会の指導の下、市内公立小中学校（園）共通で以下の通りとなりますので、お知らせします。

1 前日までの対応について

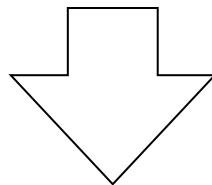
- （１）翌日または休日明けの臨時休業等や給食の有無については、前日１２：００（正午）までに校長会と教育委員会が協議を行い、決定します。
- （２）臨時休業になった場合の自宅学習や安全確認（リモート等）の検討もします。
- （３）各家庭への連絡については以下の方法で行う。

- ① 児童を通して文書により連絡します。
- ② 前日１３：００（午後１時）以降 tetoru で配信します。

※休日においては、②のみの対応となる。

《連絡する内容について》

「臨時休業」または「一部休業（登校時刻の変更）」または「通常通り」及び「給食の有無について」



（当日）

《小学校が臨時休業（休校）・一部休業となった場合》

放課後児童会は当日の８：００（午前８時）開室に向けて準備を行う。

（放課後児童会の支援員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かるものとする。）

給食がない場合は、弁当持参となる。※登室する場合は必ず保護者が付き添うこと。

裏面あり

2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。また、前日に「一部休業」又は「通常通り」と連絡したにも関わらず、6:00（午前6時）の時点で暴風警報やレベル4大雨危険警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市にレベル4土砂災害危険警報が発令されている場合は自宅待機とします。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能になった際は、tetoruでメールを配信する。なお、メールには、登校を可能とする時刻と授業を開始する時刻を記載します。
- (3) 10:00（午前10時）の時点で、引き続き暴風警報やレベル4大雨危険警報、大雪警報が発令されている場合は臨時休業とします。この場合、再度tetoruでメールを送信し、臨時休業の旨を知らせます。

3（当日の朝）登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)～(3)の場合は、臨時休業とはしないが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可とします。
- 気象情報（警報等）が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、対象児童を遅刻・欠席としません。
- 気象情報（警報等）が発令されている状況において、児童が登校した場合は、保護者と連絡が取れるまで、学校に滞留させる。下校させる際は、職員が必ず付き添い、児童の安全確保に努める。

▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。

（習志野市は単独で「二次細分区域」になる。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれる。）

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、レベル3大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

4 児童の在校時の下校についての措置

児童が在校しているときに、警報・注意報が発令された場合やそのような事態が予測される場合には、下校時刻等を変更することも考えられます。そのような場合には、校長会と学校教育課で下校時刻等について協議し、対応を決定します。

なお、校外学習から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全面が十分に確保されるまで下校を遅らせるなどの措置をとります。このことについては、tetoruでメール配信します。